

災害時における医薬品等確保支援事業			
北多摩南部保健医療圏			
実施年度	開始	平成26年度	終了（予定） 平成27年度
背景	首都直下型地震や立川断層地震などの大規模災害時においては、災害医療に欠かせない医薬品等の確保や、被災地の需要に応じた供給体制の構築が必須である。 東京都地域防災計画では、医療救護所等で使用する医薬品等（3日分）の備蓄、地区薬剤師会と連携した災害薬事センターの設置及び災害薬事コーディネーターの選任等を各市が行うこととしている。また、保健所は管内6市及び地区薬剤師会と連携して管内の状況把握を行い、医薬品供給を間接的に支援することとされている。 しかしながら、現状においては、各市の医薬品等の備蓄状況や発災時の医薬品等の供給体制が必ずしも十分に構築されていない。		
目標	① 東京都及び各市の地域防災計画に基づき、各市が行う医薬品備蓄の業務支援を図る。 ② 同計画に基づき、発災3日目以降に各市と医薬品等卸売業者の間で行う医薬品等供給協定の締結に向けた業務支援を図る。 ③ 圏域6市における平時及び発災時の災害薬事対策についての情報共有を図る。 ④ 平成26年度に都が作成した「薬剤師班活動マニュアル」の周知徹底を図り、各市、各地区薬剤師会及び保健所の危機管理対応の更なる向上を図る。		
事業内容	① 基礎調査 各種災害に備えた管内6市及び各地区薬剤師会の準備体制を把握する。 ② 災害派遣薬剤師への周知（講習会開催） 管内薬局に対し、東日本大震災での実例を含めた課題・対応策の検討や先駆的な取組等を講演会を開催することにより周知し、災害対応意識の醸成を図る。 ③ 連絡会議の開催（計2回開催） 管内6市の災害医療担当者、各地区薬剤師会等との合同連絡会議を開催し、災害薬事対策の情報共有を図るとともに、地域防災計画未達成の自治体に対し、必要な業務支援を行う。 ④ 災害時薬局被害状況確認訓練 発災時の薬局被害状況や医薬品の需給状況等を把握するための図上訓練（情報伝達訓練）を実施し、危機管理対応を体感させるとともに、「薬剤師班活動マニュアル」の検証を行う。		
評価	2か年計画の1年目事業は、下記のとおり概ね計画どおり執行し、各関係機関の情報共有及び防災意識向上に向けた土壌を醸成することができた。 ・「基礎調査」を平成27年3月に終了 ・管内薬剤師を対象とした「薬事講習会」を平成26年11月20日に開催し、いわき市薬剤師会による講演を実施 ・管内6市及び地区薬剤師会等をメンバーとする連絡会議を平成27年1月29日に開催。災害薬事に関する情報提供及び意見交換を実施 計画最終年度の今年度については、東京都災害医療地域会議の動向（圏域災害医療訓練の実施）等を踏まえ、基礎調査情報の更新、連絡会議の開催及び災害時被害状況確認訓練を実施し、災害医療に係る市民の安心・安全確保に寄与する。		
問い合わせ先	多摩府中保健所 生活環境安全課 薬事指導係 電話 042-362-2334 ファクシミリ 042-360-2144 E-mail S0200167@section.metro.tokyo.jp		

平成26年度課題別地域保健医療推進プラン

1 「災害時における医薬品等確保支援事業」連絡会議 開催状況

日時：平成27年1月29日（木曜日）

午後7時から午後9時まで

会場：多摩府中保健所 5階講堂

議題

- (1) 各市及び各市薬剤師会の医薬品等における防災対策進捗状況の確認・推進及び意見交換等について
 - ・各関係団体に対するアンケート調査を集計し、各市における災害医療取組状況、医薬品備蓄及び協定締結状況を報告・議論した。
 - ・各市により、取組状況や手法に差異がみられた。
- (2) 災害時薬局被害状況確認訓練の実施内容・方法の検討について
 - ・平成27年度実施予定の図上訓練に関する具体的検討を行った。
- (3) 次年度の計画について



（連絡会実施風景）

2 平成26年度薬事講習会講演

「東日本大震災時における医薬品供給と薬剤師の役割」

日時：平成27年10月20日（木曜日）

午後7時から午後9時まで

会場：調布市文化会館たづくり「くすのきホール」

- 1 講習対象
管内（6市）の薬局（462施設）の管理薬剤師
- 2 当日参加者 281名（参加率 約61%）
- 3 講師
いわき市薬剤師会会長 長谷川祐一 先生

北多摩南部保健医療圏における災害薬事体制の現状

1 東京都地域防災計画で求められている市区町村の体制整備

① 平時における医薬品等の備蓄

- ・ 区市町村毎に、超急性期（発災後 7 2 時間）分の医薬品等を個別に備蓄

② 医薬品等卸売業者との災害医薬品等供給協定の締結

- ・ 発災後 7 2 時間以降の医薬品等供給要請に備え、市区町村から直接発注が可能な仕組みを構築し迅速な医療物資調達を実現（医薬品等卸売販売業者との協定締結が必要）

③ 地域における薬剤師の医療救護活動の拠点を設置（地域防災計画修正（H24年11月、H26年7月））

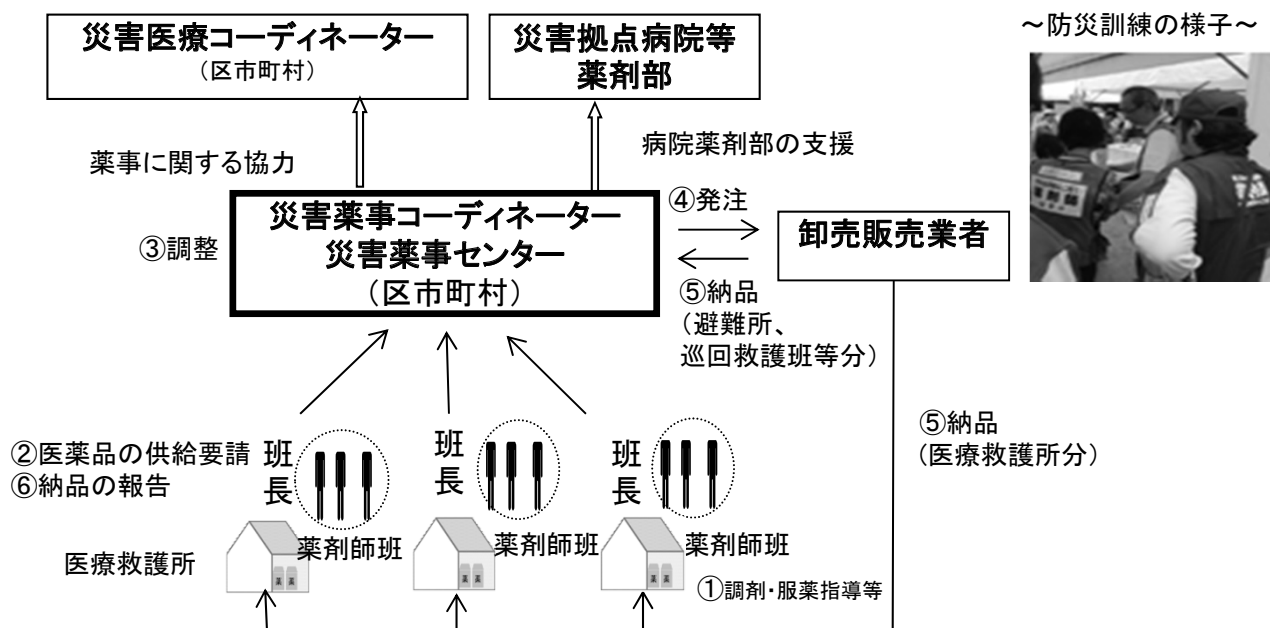
- ・ 区市町村が災害薬事センター（旧医薬品ストックセンター）を設置し、地区薬剤師会から選任された災害薬事コーディネーター（旧医薬品ストックセンター長）を配置

④ 薬剤師班の編成

- ・ 薬剤師班を医療救護所等に派遣。調剤や服薬指導等を実施
- ・ 薬剤師班は不足する医薬品等の供給を災害薬事コーディネーターに要請

⑤ 災害薬事コーディネーターを中心とした調整

- ・ 災害薬事コーディネーターは医療救護所等の医薬品過不足状況等を把握し、必要な医薬品等を卸売販売業者に一括発注
- ・ 人手不足の医療救護所等に薬剤師班を差配



2 圏域における災害薬事体制の整備状況

圏域内の6市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）における災害薬事体制には若干の差異がある。今後、各種連絡会議等を通じて情報提供・交換を積極的に実施するとともに、関係部署と連携し、各市の実情に応じた災害薬事体制の支援を引き続き実施していく。